

船橋市就学援助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者等に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 船橋市立小学校又は中学校に在学する者
- (2) 船橋市立船橋特別支援学校の小学部又は中学部に在学する者
- (3) 国（学校教育法第2条第1項に規定する国をいう。以下同じ。）又は都道府県が設置する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在学する者
- (4) 学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学を他市区町村教育委員会が特に必要と認めた者

2 この要綱において「就学予定者」とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 次年度に、船橋市立小学校に入学を予定している者
- (2) 次年度に、国又は都道府県が設置する小学校又は義務教育学校の前期課程に入学を予定している者
- (3) 次年度に、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学を他市区町村教育委員会が特に必要と認め、他市区町村立小学校又は義務教育学校の前期課程に入学を予定している者

3 この要綱において「保護者」とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、児童生徒又は就学予定者を監護する者をいう。

4 前3項の規定にかかわらず、船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者については、この要綱において「児童生徒」、「就学予定者」又は「保護者」とみなす。

(受給資格)

第3条 就学援助を受けることができる児童生徒の保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が別に定める基準により認める者（以下「準要保護者」という。）

2 就学援助を受けることができる就学予定者の保護者は、前項第2号に該当する者とする。

（支給経費）

第4条 就学援助は、次の各号に掲げる経費（以下「援助費」という。）について行うものとする。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 宿泊を伴う校外活動費
- (6) 修学旅行費
- (7) 通学費
- (8) 消耗品費
- (9) 中学校入学準備費
- (10) クラブ活動費
- (11) 卒業アルバム費
- (12) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病に係る医療費をいう。）
- (13) 学校給食費
- (14) 小学校入学準備費

2 前項第1号から第13号までに掲げる援助費に係る就学援助は、児童生徒の保護者に対して行うものとし、第14号に掲げる援助費に係る就学援助は、就学予定者の保護者に対して行うものとする。

（援助費の支給要件及び支給金額）

第5条 前条第1項各号に掲げる援助費の支給要件及び支給金額は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第6条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度別に定める期日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号又は第2号に掲げる児童生徒の保護者 就学援助申請書兼同意書（様式第1号）に必要な書類を添付し、児童生徒の在学する学校の長（以下「校長」という。）を經由して教育委員会に提出する方法
- (2) 第2条第1項第3号又は第4号に掲げる児童生徒の保護者 就学援助申請書兼同意書に必要な書類を添付し、直接教育委員会に提出する方法
- (3) 就学予定者の保護者 就学援助（小学校入学準備費）支給申請書（様式第1号の2）に必要な書類を添付し、直接又は入学予定の船橋市立小学校の長を經由して教育委員会に提出する方法

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第3条各項に掲げる受給資格についての認定をしたときは、前条第1号及び第2号に規定する者にあつては船橋市就学援助認定通知書（様式第2号）により、同条第3号に規定する者にあつては船橋市就学援助費（小学校準備費）認定通知書（様式第2号の2）により通知するものとし、認定しなかったときは、前条第1号及び第2号に規定する者にあつては船橋市就学援助審査結果通知書（様式第3号）により、同条第3号に規定する者にあつては船橋市就学援助費（小学校入学準備費）審査結果通知書（様式第3号の2）により通知するものとする。

(援助費の支給)

第8条 援助費は原則として、保護者の指定する預金口座に直接振り込むものとする。ただし、校長が必要と認め教育委員会が承認した場合は、校長が金融機関に設けている預金口座に振り込み、校長より受給者に支給できるものとする。

(変更及び辞退届)

第9条 就学援助の認定を受けている者（以下「認定者」という。）は、申請事

項に変更があったとき、又は就学援助を辞退するときは、教育委員会に届け出なければならない。ただし、第2条第1項第1号及び第2号に規定する者にあつては、校長を経由して届け出なければならない。

(更正認定)

第10条 教育委員会は、認定者の認定内容に変更が生じたときは、職権、校長の申請又は認定者の届出により、次の各号に掲げる更生認定を行うものとする。

(1) 認定廃止は、次の(ア)から(エ)に該当する場合に行う。

(ア) 船橋市外へ転出のとき

(イ) 私立の学校へ転学のとき

(ウ) 準要保護の基準に該当しなくなったとき

(エ) 受給辞退の申出があつたとき

(2) 更正認定は、生活保護の開始、停止又は廃止があつた場合に行う。

(停止及び取消し)

第11条 教育委員会は、認定者が偽りその他不正の手段により就学援助を受けたとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、その支給を停止し、又はその認定を取り消すことができる。

(援助費の返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定により、認定を取り消した場合において、既に就学援助が支給されているときは、当該認定を取り消された保護者からその全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の様式により調整した用紙は、この要綱の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度における新入学児童生徒学用品費に係る就学援助の支給要件については、改正後の別表新入学児童生徒学用品費の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和3年4月1日以後に実施する就学援助について適用し、同日前に実施する就学援助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。